早くなる! 安くなる! 光回線契約の落とし穴?!

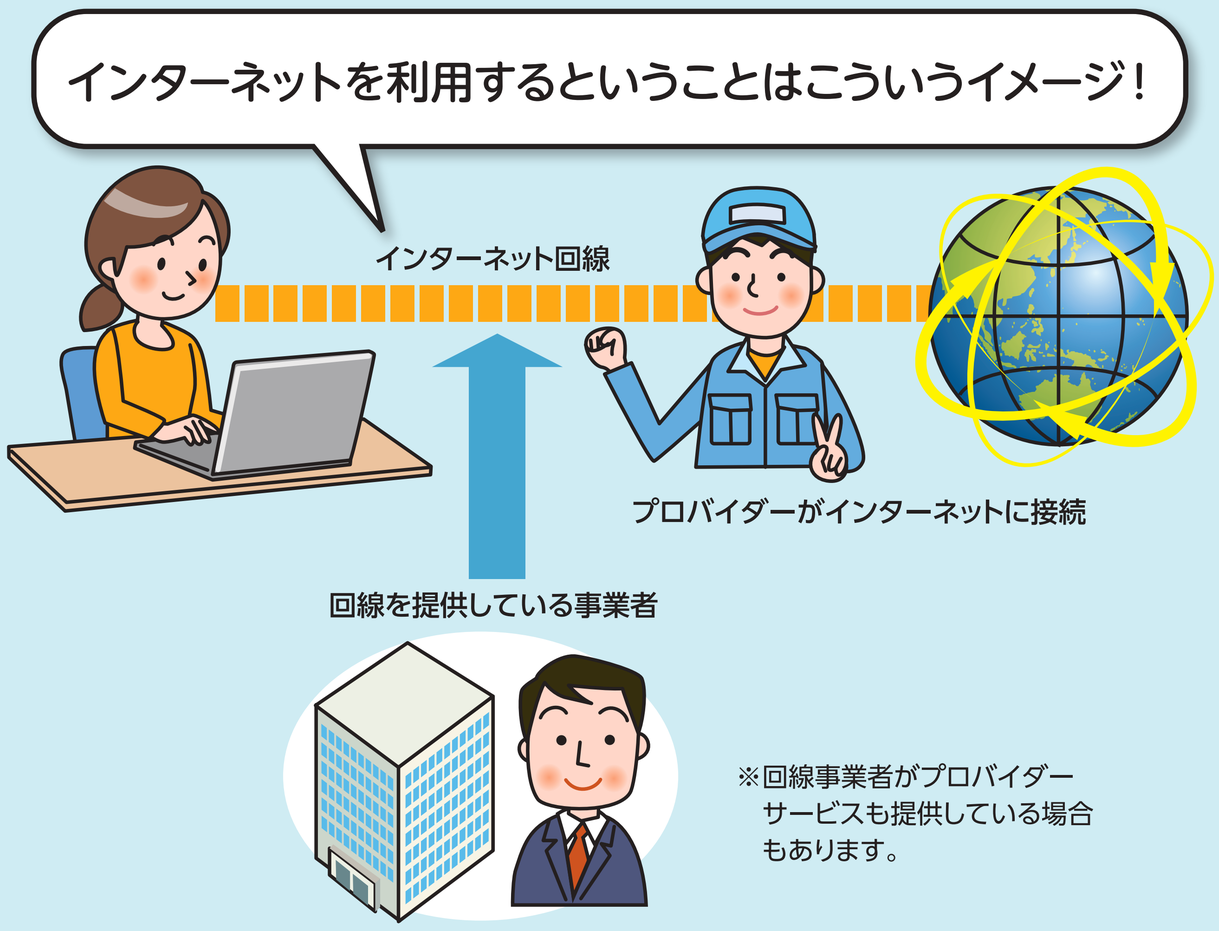

※回線事業者がプロバイダーサービスも提供している場合もあります。

インターネットを利用するには、回線とプロバイダーの2つの契約が必要です。
光ファイバーケーブルを利用したインターネット回線を光回線と言います。

平成27年2月より、NTT東日本、西日本が光回線サービスの卸売を始めました。卸売を受けた事業者が独自のサービスとセットにして通信サービスを提供することを光コラボレーション(光コラボ)といいます。NTT東西から光コラボ事業者に乗り換えることを「転用」と呼び、乗り換えの手続きには転用承諾番号の取得が必要です。

相談事例

光回線を契約している会社の代理店を名乗り「インターネットの通信速度が早くなり、料金も安くなるプランがある」と電話があった。現在利用している大手電話会社と思い、電話で言われるままにネット上で、今利用している大手電話会社から転用承諾番号を取得し手続きをした。後日登録完了通知が届き、別会社と契約したことが分かった。

光コラボ事業者と契約する場合

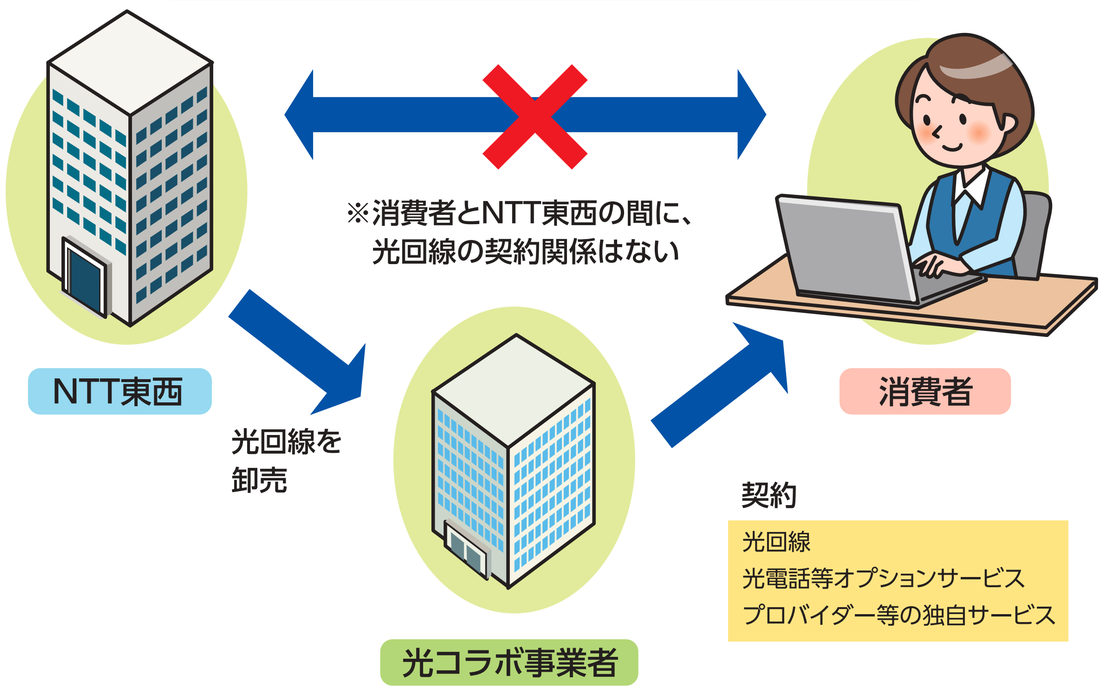

消費者へのアドバイス

- 光コラボ事業者との契約は、NTT東西から卸売を受けた光コラボ事業者との新たな契約であり、NTT東西との契約ではありません。転用するとNTT東西との光回線契約はなくなります。
- 契約先の事業者名、サービス名等、契約内容を確認し、月額料金やオプションサービス、解約料等を正確に理解しましょう。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、現在の契約内容と新しい契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 電気通信事業法が一部改正され、「初期契約解除制度」が導入されました。これにより、契約書を受け取って8日以内であれば、契約解除ができます。 ただし、工事費や手数料を請求される場合があります。
- トラブルになった場合、不安がある場合、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

出典：2017年版『くらしの豆知識』(国民生活センター発行)より一部引用

東京都多摩消費生活センター

平成28年度　作成